

第46回衆議院議員総選挙 第22回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は、12月16日(日)

興部町の投票時間

投票できる時間は

午前7時から午後6時まで

投票場所

入場券に記載されている投票所(下表)で投票して下さい。投票の際には「入場券」を忘れずに持参しましょう。

投票所一覧表

第1投票所	興部町中央公民館
第2投票所	北興研修センター
第3投票所	宇津集落センター
第4投票所	秋里集落センター
第5投票所	豊野集落センター
第6投票所	興部町沙留公民館
第7投票所	住吉老人寿の家
第8投票所	富丘福祉の家

転入して来た方の投票方法は

平成24年9月3日以降に他市町村から転入された方は住所要件を満たさないため、興部町の選挙人名簿に登録されません。このような方は、以前住んでいた市町村に投票用紙等を請求し、不在者投票ができます。

代理投票ができます

身体の障害や文盲などのため自分で字の書けない方は、投票所内の受付係に申し出てください。

係員が投票の秘密を守り、あなたに代わって投票用紙の記載をしてくれます。

当日投票所に行けない方は

投票日当日、何らかの用事により投票に行けない方は、期日前投票・不在者投票ができます。

◎投票のできる期間

衆議院選 12月5日(水)～12月15日(土)

国民審査 12月9日(日)～12月15日(土)

午前8時30分から午後8時まで

(土・日曜日も投票できます)

◎投票のできる場所

◇興部町選挙管理委員会(役場1階第1会議室)

◇滞在地の市町村選挙管理委員会

(予め投票用紙などを興部町選挙管理委員会に直接または郵便で請求してください。)

◇入院先の病院等(指定施設に限る)

(直接病院等へ申し出てください。)

※投票所入場券を持参してください。

郵便等の投票について

身体障害者手帳(両下肢等の障害は1級若しくは2級、内臓機能の障害は1級若しくは3級)及び戦傷病者手帳の交付を受けている方及び介護保険法上、要介護者で要介護状態区分が要介護5である方は、「郵便投票により在宅での不在者投票」ができます。この場合、「郵便等投票証明書」が必要となりますので交付を希望される方は、興部町選挙管理委員会へ申請してください。

また、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理者の方に、投票の記載をさせることができます。

～投票日には、興部、沙留、宇津で午前7時にサイレンを鳴らします～

《詳しいお問い合わせ先》

興部町選挙管理委員会事務局(役場1階第1会議室)

TEL 82-2131 内線262

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

の投票順序について

《投票時間は午前7時から午後6時まで》

〔場所は入場券に記載されている投票所です〕

- 投票は最初に小選挙区選挙、次に比例代表選挙、最後に国民審査です。
最初に小選挙区選挙の投票をします。投票用紙は『オレンジ色』です。
次に、比例代表選挙の投票をします。投票用紙は『浅黄色』です。
最後に国民審査の投票をします。投票用紙は『白色』です。
投票用紙に書いてある注意書きや、係員の説明に留意して落ち着いて投票しましょう。
- 入場券は必ず持って行きましょう
投票は、**12月16日（日）午前7時から午後6時まで**、入場券に記載されている投票所で行ってください。なお、投票に出掛けるときは、忘れずに入場券を持参しましょう。
入場券が配布されていない方や、記載事項などに不明な点があるときは、直ちに町選挙管理委員会事務局にご連絡ください。
- 開票は午後8時00分から
開票は、**午後8時00分から興部町役場3階大会議室**で行います。
参観を希望される方は、参観人名簿に名前などを記入し、静かに参観されますようお願いいたします。

